

偏差値 72.15
順位 1位

第1問 答案用紙<1>
(租税法)

満点 33.5/40
偏差値 73.625

問題 1

問 1

A社の個人Aは、この租税法第22条第2項及び同法第22条の2第4項により、
重積の時価600円を受益金として全額3年間の受益金の額に算入する。
B社の個人Bは、同法第22条第2項及び同法第22条の2第4項により600円を受益金とし、同法
第22条第2項の2の600円を受益金として算入し、一般所得金の繰上控除額に算入する。繰上控除額

問 2

この租税法第22条第2項の2の2の1により、AとBの個人Aは、この租税法第22条の2
第4項のため、受益金としてB社の個人Bは、この租税法第22条第2項の2の600円を
受益金として算入する。←同法第22条の6第1項及び同法第22条の2

問 3

所得税法第44条の2第1項により、前力を喪失して償却を済ませているが、
耐用年数が経過した場合には、償却の残存額500円を、売却による経理上の利益
額500円はPの全額3年間の取得の計算上、総収入金額に算入する。

問 4

更生認可の決定により償却の控除を認めない

消費税法第39条第1項により、総収入金額に算入された550円の内訳に
消費税の額39万円は、A社の全額3年間の消費税の計算上、
課税標準額に算入する消費税の額から、控除する。



第1問 答案用紙<2>
(租税法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	X	人格の異なる法人である管理組合には、収受事を通じて場合は 新設準備が生じる。 租税法 第49条第1項、同法第3条、同法第8号及び133
②	X	AはCの発行済株式のみを有し、CはAの外国子会社にあたり、 Cからの配当に係る外国課税はAの繰上繰戻税の控除の額に 算入されない。租税法 第39条A2
③	X	輸送品届出時の届出費を届出期限までに所轄税務署へ 届け出ていないため、全額控除の額に算入されない。 租税法 第34条第1項。 具体的に語っていない。同法第34条第1項
④	X	専用品である電気陶器窯の対価直前の標準価額200万円は、 Pの毎年度の所得の計算上、直価換算して、専用品の火災保険 に算入する。所得税法 第55条第1項、同法第72条第1項
⑤	O	消費税法 第49条第1項第3号、同法第50条第3項第3号



0 6 1 1 0 1

3
6

第2問 答案用紙<1>

(租 税 法)

素点 53/60
偏差値 71.17

問題 1

当期純利益の金額

(単位：円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産についての申告調整)		
○ 器具備品A		17,818
○ 器具備品B	1,925,000	
○ ソフトウェアC	120,000	
○ 機械装置D	49,922	
○ (外国通貨についての申告調整)		19,400
(有価証券についての申告調整)		
× E社株式	50,000,000	
○ F社株式		37,500,000
○ G社株式		12,000,000
○ (棚卸資産についての申告調整)		1,000,000
(貸倒引当金についての申告調整)		
○ H社に対する貸付金		6,000,000
○ H社に対する貸付金以外の債権		220,000



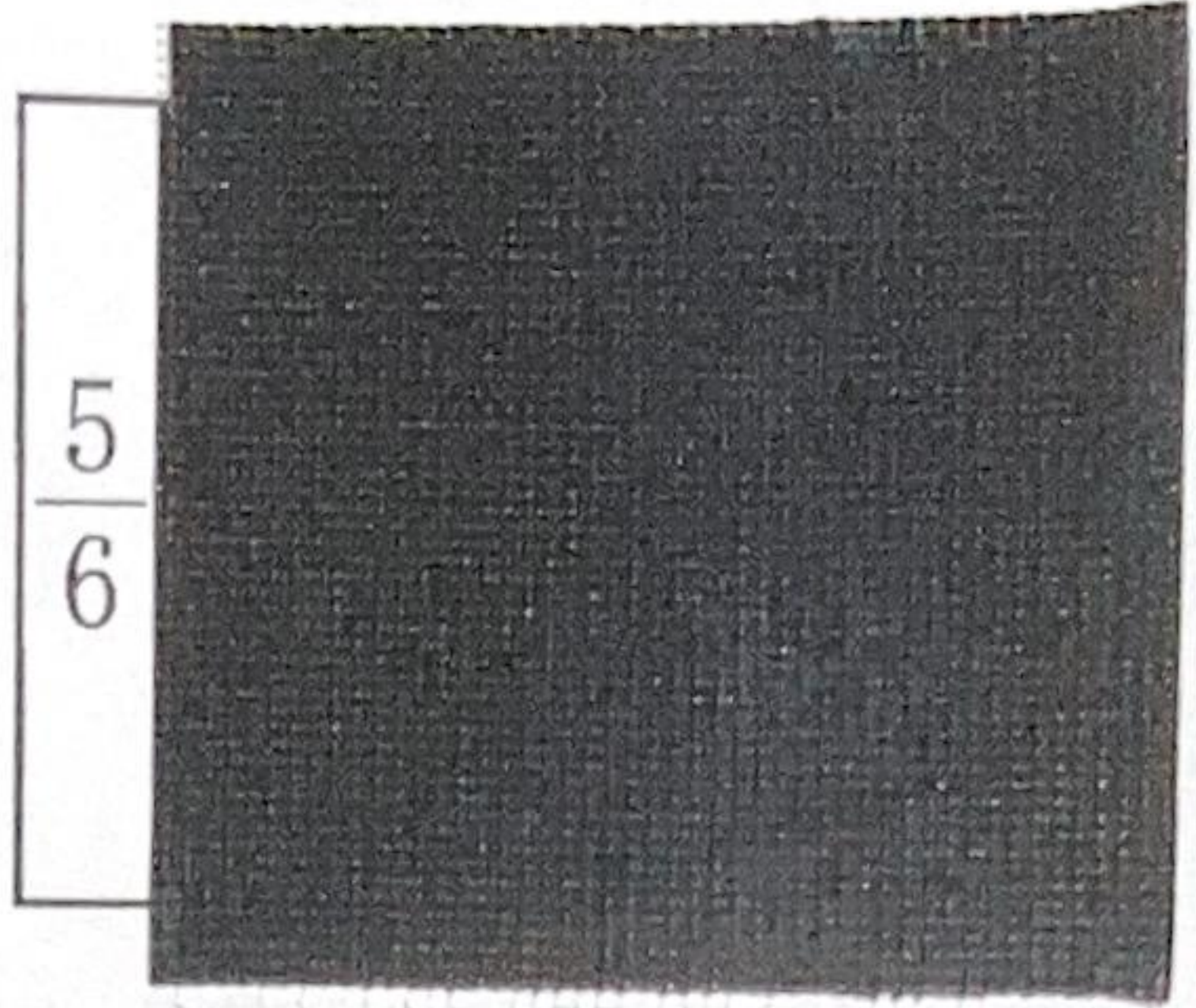
第2問 答案用紙<2>
(租税法)



	加算すべき金額	減算すべき金額
9 (寄附金についての申告調整)	10,625,000	
9 (役員退職慰労金についての申告調整)		40,000,000
(租税公課についての申告調整)		
X [資料] 9. の(2)及び(3)について		30,500,400
9 [資料] 9. の(4)及び(5)について	53,296,000	
9 [資料] 9. の(6)について	2,497,000	
9 [資料] 9. の(7)について	20,000,000	
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
9 [資料] 10. の(1)について		3,100,000
9 [資料] 10. の(2)について		2,000,000
9 (欠損金についての申告調整)		190,000,000
(その他の申告調整)
所得金額	



第2問 答案用紙<3>
(租税法)



問題 2

(単位：円)

[問] 1.

- 9 (1) 事業所得の総収入金額 8,500,000
- 9 (2) 事業所得の必要経費の金額 2,812,300

[問] 2.

- X (1) 退職所得の金額 6,700,000
- 9 (2) 給与所得の金額 4,120,000
- 9 (3) 一時所得の金額 ,950,000
- 9 (4) 雑所得の金額 ,270,000

[問] 3.

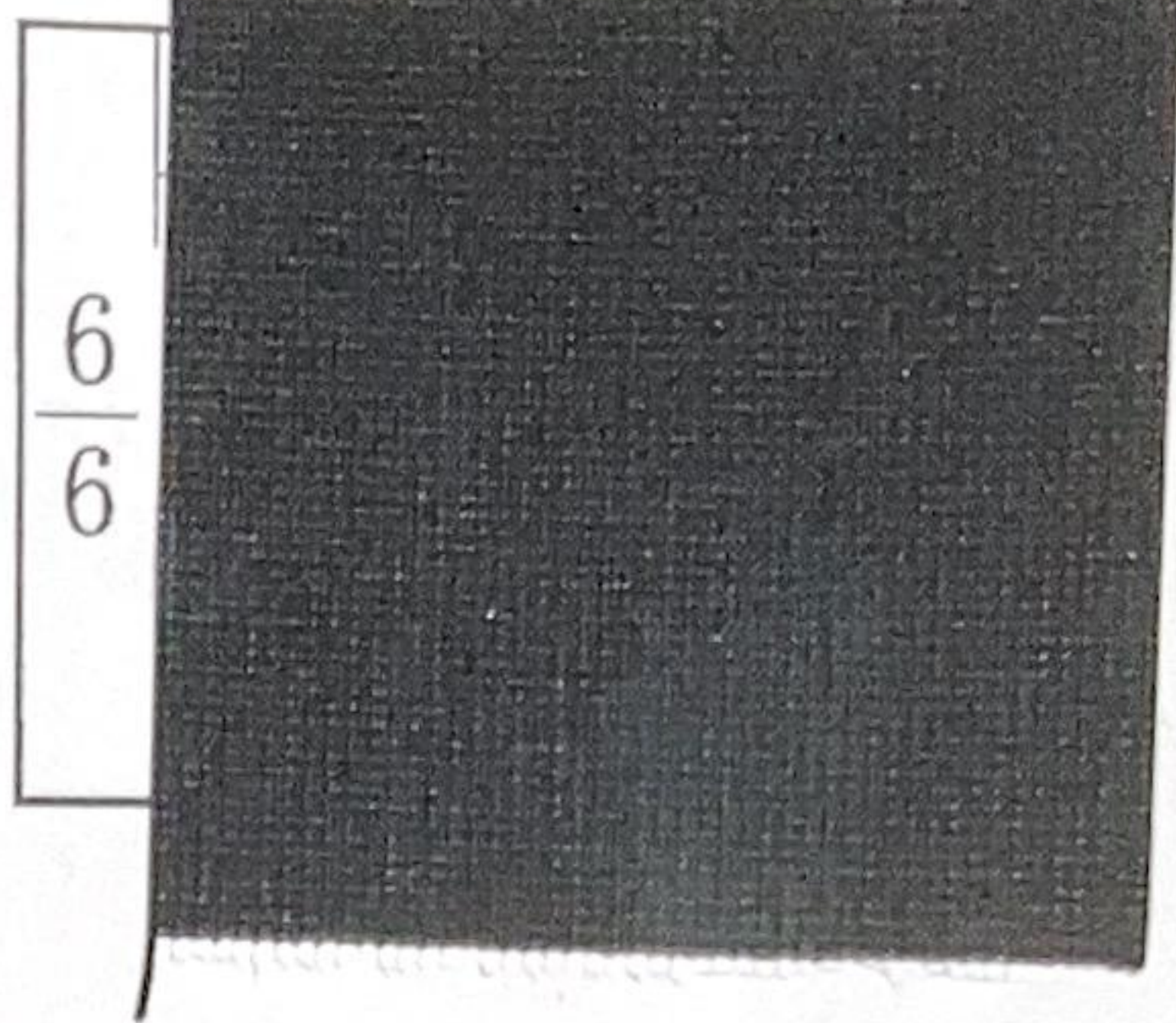
- 9 (1) 扶養控除の金額 ,350,000
- 9 (2) 雑損控除の金額 1,000,000
- 9 (3) 生命保険料控除の金額 ,117,000

[問] 4.

- X 丙の課税総所得金額 ,770,000



第2問 答案用紙<4>
(租税法)



問題 3

(単位：円)

- (1) 課税標準額に対する消費税額 227,249,100
- (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額 3,340,300,000
- ✗ (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額 3,349,705,000
- (4) 課税貨物に係る消費税額 ,156,000
- (5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 ,197,207,400
- (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの ,195,482,820
- (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの ,223,080
- (8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの ,1,501,500
- (9) 売上げの返還等対価に係る税額 ,1,025,700
- (10) 貸倒れに係る税額 ,51,480